

まつ毛エクステンション及び美容所に併設される諸施設等の 営業再開に向けた考え方について

令和2年5月15日
広島県美容業生活衛生同業組合
理事長 山本拓治

【基本的な考え方】

まつ毛エクステンション及び美容所に併設される諸施設（ネイルサロン、リラクゼーション、エステサロン、脱毛サロン等）の営業を再開するに当たっては、次のような徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。（レベル2以上の段階で行う感染防止対策を除く。）なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

（注） 下線はレベル2以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入店時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い者については、入店を自粛するように掲示により注意喚起する。

レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。

- ・利用者に対し、施術前後でのマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない者は入店を自粛いただくよう、掲示により注意喚起する。

レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。

- ・レベル1に移行する日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。（レベル1に移行する日以降は、県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。）

＜従業員向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳、咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、出勤しないことを徹底する。

- ・対策の責任者及び担当者（美容師が複数いる場合は管理美容師）を決め、以下の事項について、従業員への指示と確認を徹底させる。
 - ・勤務時におけるマスクの着用
 - ・出勤前の健康チェック
 - ・出勤時及び施術後における手洗いと手指消毒
- ・利用者から物品や金品を受領する際には、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒を徹底する。

2 感染経路を絶つこと（施設内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する。
レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
また、この間、待合スペースでの飲食は控えていただく。

<施設向け>

- ・対策責任者、担当者（美容師が複数の場合は管理美容師）を決め、本対策を遂行する。
- ・入口付近に手指消毒薬を配置する。
- ・受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなど、飛沫対策を講じる。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（トイレの便座、ドアノブ、イス（施術用・待合用）、荷物カゴ、券売機のボタンなど）は、始業前、始業後に、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
レベル1に移行する日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・従業員の衣服（ユニフォーム）はこまめに洗濯する。
- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- ・待合室では，人と人との十分な間隔（1メートル以上を目安に）を空けて座れるよう工夫することとし，これが困難な場合は，時間毎のお客の数に制限を設ける（予約制）ことを検討する。
- ・十分な換気（機械換気，自然換気）に努める。後者の場合，2方向の窓を数分間程度，毎時間2回全開にする。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
（2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）